

○費用の記載がないものは、すべて無料です。
 ○郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
 ○ファクスは、☎共通と記載されている場合、市役所共通981・5392です。

に勧められた。事前に説明のなかった施術後の痛み・腫れなどの症状が出た、アフターサービスへの不満など、トラブルに関する相談が寄せられています。

また、最近では経営悪化による大手脱毛サロンなどの倒産も多く、それに伴う利用者からの相談も目立ちます。

【消費者へのアドバイス】

①低価格の強調や通い放題、絶対的な効果、ノーリスクをうたった広告をうのみにしないようにしましょう。

②契約は、施術内容(期間・回数・リスク)、支払い総額、支払方法などについて説明を求め、理解してからしましょう。急かされても、その場では契約せず、いったん持ち帰るなどして慎重に考えましょう。

③エステティックサービス・美容医療の一部は「1ヵ月を超え、5万円以上の契約」で、法定書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが適用でき、その期日を超えた場合は、解約料に上限がある中途解約ができます。
 ※施術後、皮膚トラブルなど

が発生した場合は、施術を受けた店舗へ申し出るとともに、必要に応じて早急に医療機関を受診しましょう。

※利用しているエステサロンなどが倒産した場合、破産管財人からの案内やホームページなどで状況を確認し、契約内容を確認して対応を検討しましょう。困った時には、消費生活センターにご相談ください。

問合せ：消費生活センター(商工課) ☎982・9697または ☎188(消費者ホットライン) ☎共通

【事業者向け】自動車用充電器設置事業費補助金

自動車用充電器を設置する事業者に対し、補助金を交付します。※詳細は市ホームページを確認してください。

問合せ：環境課 ☎982・9698 ☎共通



住宅用太陽光発電設備等

設置事業補助金

既存住宅またはZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の新築に合わせて太陽光発電設備や蓄電池を設置する

の方に補助金を交付します。

補助金額：A太陽光発電設備

B蓄電池「Aのみ」4キロワット以上：4万円、4キロワット未満：3万円、「Bのみ」太陽光パネルを設置している既存住宅に限る「C」5万円、「A+B」10万円

対象：市内在住で一戸建ての既存住宅または国の補助金を活用したZEHを所有している方

申込・問合せ：補助対象設備の設置工事が完了日から60日以内、または、補助対象設備を設置する住宅の所有権取得後から60日以内のいずれか遅い日までに、申請書および添付書類を直接または郵送で環境課へ ☎982・9698 ☎共通

※先着順。必要書類がすべてそろった場合のみ受け付けます。施工業者など代理人による提出も可能です。詳細は市のホームページを確認してください。

問合せ：環境課 ☎982・9698 ☎共通



高効率給湯器買換促進事業費補助金

既存の給湯器を高効率給湯器へ買い換える方に補助金を交付します。

対象：市内在住で一戸建ての既存住宅を所有し、国の補助金の交付を受けている方(新築を除く)

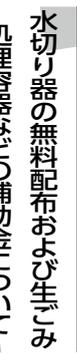
補助金額：5万円

補助対象設備：A家庭用燃料電池(エネファーム) B電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器) Cヒートポンプ給湯器(エコキュート)

申込・問合せ：国の補助金の交付額確定通知日から60日以内に、申請書および添付書類を直接または郵送で環境課へ ☎982・9698 ☎共通

※先着順。施工業者など代理人による提出も可。必要書類がすべてそろった場合のみ受け付けます。詳細は市のホームページを確認してください。

問合せ：環境課 ☎982・9698 ☎共通



水切り器の無料配布および生ごみ処理容器などの補助金について

家庭から出る生ごみの約8割は水分といわれています。生ごみの水分を絞ることで、ごみの減量に大きな効果があります。ごみの減量にご協力をお願いします。

①水切り器の無料配布

市では生ごみの水切り器を無料配布していますので、積極的なご活用をお願いします。

②生ごみ処理容器などの補助金

生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入費用の一部を補助しています。予算がなくなり次第終了となりますので、購入前にお問い合わせください。

【生ごみ処理機】

補助限度：1世帯1基まで
 補助金額：購入費用の2分の1を補助(2万5000円が上限)

【生ごみ処理容器】

補助限度：1世帯2基まで
 補助金額：購入費用の2分の1を補助(1基あたり3000円が上限)

申込・問合せ：購入した日から60日以内に領収書(購入者氏名、購入年月日、機種名、金額が明記されたもの)、商品のカタログまたは説明書の表紙の写し、生ごみ処理容器などの設置状況を撮影した写真を持参の上、環境課へ ☎982・9696 ☎共通